

平成 2 2 年度

法務省事前評価実施結果報告書

平成 2 2 年 1 0 月

法 務 省

はじめに

本報告書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第6条第1項の規定により作成した法務省政策評価に関する基本計画（平成20年3月28日決定。平成21年12月28日改定）に基づき、本年度実施した事前評価の結果を取りまとめたものである。

なお、本報告書の作成に当たっては、政策評価懇談会委員の意見等を参考とした。

目 次

1	法務省の政策体系・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	平成22年度事前評価実施結果報告書	
	(1) 施設の整備	
	宇都宮法務総合庁舎新営工事・・・・・・・・	5
	(宇都宮法務総合庁舎新営工事事業評価資料)	
	(2) 法務に関する研究	
	犯罪被害に関する総合的研究・・・・・・・・	17
	(参考資料)	
	法務省大臣官房施設課「大臣官房施設課における事業評価システム」	

政策体系

基本政策

政策

施策

I 基本法制の維持及び整備

1 **基本法制の維持及び整備**（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換，社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）

(1) **社会経済情勢に対応した基本法制の整備**（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢に対応した犯罪事象に的確に対応する刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，事後チェック・救済型社会の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）

2 **司法制度改革の推進**（社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，その基礎となる司法の基本的制度を抜本的に見直し，司法の機能を充実強化する。）

(1) **総合法律支援の充実強化**（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）

(2) **裁判員制度の啓発推進**（国民に対し，裁判員として刑事裁判に参加することの意義及び裁判員の選任手続，事件の審理・評議における裁判員の職務等の制度の具体的内容を周知し，裁判員制度についての疑問に答えることで不安等を解消すると同時に制度への理解を得て，裁判員裁判への主体的参加を促す。）

(3) **法曹養成制度の充実**（高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）

(4) **裁判外紛争解決手続の拡充・活性化**（国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手段を選択することができるようにするため，裁判外の紛争解決手段について，その拡充・活性化を図る。）

(5) **法教育の推進**（法や司法を身近なものとし、自由かつ公正な社会の担い手である国民が法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身につけるとともに、裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤確立の条件を整備するため、法教育の推進を図る。）

3 **法務に関する調査研究**（内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

(1) **法務に関する調査研究**（内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。）

4 **検察権の適正迅速な行使**（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人及び公共の福祉を図る。）

(1) **適正迅速な検察権の行使**（刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。）

(2) **検察権行使を支える事務の適正な運営**（検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。）

5 **矯正処遇の適正な実施**（被収容者に対し適正な矯正処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。）

(1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備**（研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図るとともに、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図る。）

(2) **矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施**（被収容者の生活条件を含めた収容環境を維持することにより、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築するとともに、被収容者の個々の状況に応じた適切な処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。）

(3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進**（過剰収容に伴い増加する業務量に適切に対応し、かつ、矯正処遇の充実を図るために民間委託等を推進することとし、増員幅を抑制しつつ必要な要員を確保する。）

6 **更生保護活動の適切な実施**（犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

(1) **保護観察対象者等の改善更生**（更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図る。）

(2) **犯罪予防活動の促進**（犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

(3) **医療観察対象者の社会復帰**（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、その

病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、円滑に社会復帰をすることができるようになる。）

7 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

(1) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

8 団体の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

(1) 団体の規制処分の適正な審査・決定（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に際し、適正な審査及び決定を行う。）

III 国民の権利擁護

9 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

(1) 登記事務の適正円滑な処理（登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減を図るとともに、国民の利便性を向上させる。）

(2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理（国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営することにより我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図る。）

(3) 債権管理回収業の審査監督（債権回収会社について必要な規制を行うことにより、債権管理回収行為等の適正を図る。）

10 人権の擁護（国民の人権の擁護を積極的に行う。）

(1) 人権の擁護（人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、もって人権が尊重される社会の実現に寄与する。）

IV 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理

11 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的に対処し適正な調和を図る。）

(1) 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理（国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。）

V 出入国の公正な管理

12 **出入国の公正な管理**（不法滞在者等を生まない社会を構築するとともに、出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図る。）

- (1) **出入国の公正な管理**（不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うとともに、我が国の国際協調と国際交流を推進し、我が国社会の健全な発展を目指す。）

VI 法務行政における国際化対応・国際協力

13 **法務行政における国際化対応・国際協力**（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。）

- (1) **法務行政の国際化への対応**（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) **法務行政における国際協力の推進**（法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより、国際協力を推進する。）

VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

14 **法務行政全般の円滑かつ効率的な運営**（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) **法務行政に対する理解の促進**（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。）
- (2) **施設の整備**（司法制度改革の推進、治安情勢の変化に伴う新たな行政需要等により、十分な行政機能を果たすためには執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設の整備を行う。）
- (3) **法務行政の情報化**（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) **職員の多様性及び能力の確保**（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を確保し、能力の開発・向上を図る。）

平成22年度事前評価実施結果報告書

1. 政策名等

政策名	施設の整備		
評価対象	施設の整備（宇都宮法務総合庁舎新営工事）		
施策名等	【政策体系上の位置付け：Ⅶ-14-（2）】		
施策の基本目標	司法制度改革の推進, 治安情勢の変化に伴う新たな行政需要等により, 十分な行政機能を果たすためには執務室等の面積が不足している施設や, 長期間の使用により老朽化した施設の整備を行う。		
評価実施時期	平成22年8月	所管部局	大臣官房施設課
評価方式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

既存施設は, 十分な行政機能を果たすためには面積及び耐震強度が不足しており, 行政事務の円滑な遂行に支障を来している。加えて, 現在, 民間ビルに入居している東京入国管理局宇都宮出張所は, 多額の借料が発生している。

(2) 目的・目標

必要な法務総合庁舎を整備し, 業務効率の改善, 利用者へのサービスの向上を図るものである。

(3) 具体的内容

事業場所：栃木県宇都宮市小幡二丁目1番11号

事業時期：平成23年度から

延べ面積：14,463㎡

入居庁：宇都宮地方検察庁

宇都宮地方法務局

宇都宮保護観察所

東京入国管理局宇都宮出張所

3. 評価手法等

「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」のとおりである。

4. 評価の内容

(1) 事業計画の必要性に関する評点が100点以上であること。

事業計画の必要性：109点

- ・ 既存庁舎は面積が不十分な上, 建物の耐震強度が不足している。

(2) 事業計画の合理性に関する評点が100点であること。

事業計画の合理性：100点

- ・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に, 事業案の方が経済的である。

(3) 基本機能（B1）及び付加機能（B2）が適切に反映されているものを効果のある事業計画とする。

事業計画の効果（B1）：133点

- ・ 現予定地での新営整備は, 必要な駐車場も確保でき好立地条件である。

事業計画の効果（B2）：A評価2 B評価2 C評価3

- ・ 人権(被疑者等に対して外部からの視線が届かないようにするなどの対策, 被疑者及び犯罪被害者等と一般来庁者との分離)及び環境保全性(照明制御設備, 屋上緑

化、太陽光発電)に対して特に充実した取組が計画されている。
以上(1),(2),(3)より、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

5. 政策評価懇談会の知見の活用

(1) 実施時期

平成22年8月30日～同年9月2日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見及び反映内容の概要

ア〔意見〕

バリアフリー化の記述が4庁で統一されておらず、検察庁や保護観察所については、記載が抽象的過ぎるのではないか。

〔反映内容〕

検察庁及び保護観察所においても配慮すべき事項であることから、「来庁者用経路の明確化(案内表示等のサイン計画の改善)」を事業評価資料に追記した。

イ〔意見〕

本事業案と比較すべき代替案の内容が評価書中に示されておらず、評価することが困難である。

〔反映内容〕

事業案と代替案とが比較できるような記載方法について、検討することとする。

ウ〔意見〕

今後、施設の建設等の評価を行うにあたり、評価項目の中に、例えば「アスベストや残留化学物質などの調査・対策」等を追加できないか。

〔反映内容〕

事前評価の評価項目としての妥当性について、検討することとする。

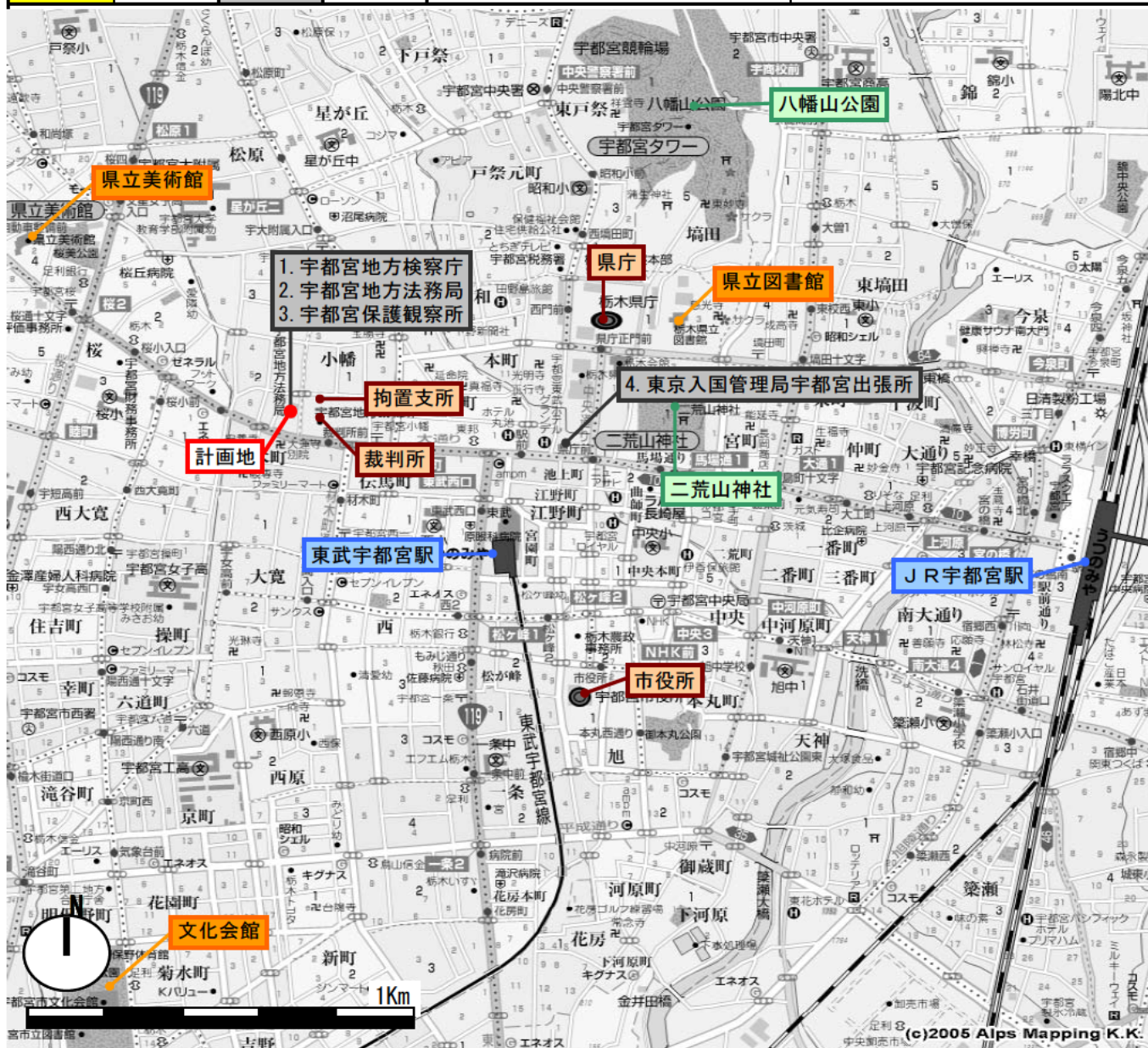
6. 関係する法令、施政方針演説等(主なもの)

7. 備考

宇都宮法務総合庁舎新営工事
事業評価資料

1 計画地周辺状況

凡例		主要施設	
■	行政施設	■	医療施設
■	文化施設	■	商業施設
■	林・ツ施設	■	交通施設
■	学校施設	■	公園等
■	福祉施設	■	現状施設



官署No.	官署名称	アプローチ	
		[電車]	[バス]
1	宇都宮地方検察庁	東武宇都宮駅より徒歩11分	
2	宇都宮地方法務局	同上	
3	宇都宮保護観察所	同上	
4	東京入国管理局宇都宮出張所	東武宇都宮駅より徒歩7分	
(計画地)	宇都宮法務総合庁舎	東武宇都宮駅より徒歩11分	

2 整備方針

○ 検察庁		
目的	方針	
検察業務の質的・量的変化への対応	来庁者対応機能の充実 検察業務への理解	○ 情報提供スペース、情報公開窓口の拡充 ・ 確定記録等の閲覧スペースの確保
		○ バリアフリー化 ・ 障害者、高齢者、女性及び子供のための機能の充実 ・ 来庁者用経路の明確化(案内表示等のサイン計画の改善)
		○ 駐車場の拡充 ・ 必要駐車台数の確保 ・ 外部からの視線が届かない降車場の設置
	犯罪被害者等への配慮	○ 犯罪被害者等への配慮 ・ 犯罪被害者等のためのカウンセリング室の設置 ・ 専用待合室の設置 ・ 犯罪被害者等の心情及びプライバシーへの配慮 ・ 被疑者と交わらない経路計画
	業務効率・検察官支援機能の充実	○ 調室機能の充実 ・ 調室の面積不足の解消 ・ 調室の増加 ・ プライバシーの確保（遮音性等の確保）
		○ 付随機能等の充実 ・ 各待合室及び控室の充実(通訳人控室等) ・ 調室補助機能の充実 ・ 被疑者等専用待合室の拡充
		○ 窓口機能の充実 ・ 事件の受理窓口等の充実 ・ 罰金等の徴収窓口及び待合室の充実
		○ 保管機能の充実 ・ 証拠品庫，記録保管庫及び資料室のスペースの拡充 ・ 証拠品庫，記録保管庫及び資料室の位置及び搬送経路の改善 ・ セキュリティの充実 ・ 適切な保存機能の確保（空調設備等の設置等）
	防犯性の向上	○ 被疑者等専用経路及び待合室等の充実 ・ 被疑者等専用経路の確保 ・ 被疑者等専用待合室の確保

○ 法務局		
目的	方針	
行政サービスの向上	来庁者対応機能の充実	○ 待合機能・情報提供機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・待合のためのスペースの確保 ・リフレッシュスペースの確保（自動販売機、ベンチ等） ・情報公開，情報提供スペースの確保
		○ 相談機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・相談室の拡充（面積不足の解消等） ・プライバシーの確保
		○ バリアフリー化 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者，高齢者，女性及び子供のための機能の充実 ・来庁者用経路の明確化(案内表示等のサイン計画の改善)
		○ 駐車場の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・必要駐車台数の確保
	業務処理機能の充実	○ 登記窓口・事務室の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・事務室の面積不足の解消 ・セキュリティーの確保
		○ 各領域の明確な区分 <ul style="list-style-type: none"> ・閲覧スペースの拡充 ・情報端末等の設置 ・複写機等の充実
		○ 閲覧機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・閲覧機能の拡充 ・情報端末等の設置 ・複写機等の充実
		○ 会議室の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・各種会議に対応できるスペースの確保
		○ 書庫充実 <ul style="list-style-type: none"> ・保存年限に基づく台帳の保管場所の確保 ・スペースの有効活用への配慮 ・保管機能の充実 (空調設備等の設置)(防災安全性の確保) (保安安全性の確保)

○ 保護観察所		
目的	方針	
保護観察業務の質的・量的変化への対応	来庁者対応機能の充実	○待合機能・情報提供機能の充実 ・待合のためのスペース確保 ・情報公開，情報提供スペースの確保
		○バリアフリー化 ・障害者，高齢者，女性及び子供のための機能充実 ・来庁者用経路の明確化(案内表示等のサイン計画の改善)
		○駐車場の拡充 ・必要駐車台数の確保
	犯罪被害者等への配慮	○犯罪被害者等への配慮 ・犯罪被害者等相談室の設置 ・専用待合室の設置 ・犯罪被害者等の心情及びプライバシーへの配慮 ・保護観察対象者との区域分離
	保護観察官・社会復帰調整官支援機能の充実	○面接・調査機能の充実 ・面接・調査室の面積不足解消 ・面接・調査室の増加 ・プライバシーの確保（遮音性等の確保）
		○医療観察機能の充実 ・生活指導室の設置
○付随機能等の充実 ・各待合室等の充実 ・集団処遇室の設置		

○ 入国管理局出張所		
目的	方針	
行政サービスの向上	来庁者対応機能の充実	○ 待合機能・情報提供機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・待合のためのスペースの確保 ・リフレッシュスペースの確保（自動販売機、ベンチ等） ・情報公開，情報提供スペースの確保
		○ 相談機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・在留相談室の拡充（面積不足の解消等） ・プライバシーの確保
		○ バリアフリー化 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者，高齢者，女性及び子供のための機能の充実 ・来庁者用経路の明確化(案内表示等のサイン計画の改善)
		○ 駐車場の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・必要駐車台数の確保
	業務処理能力の充実	○申請窓口・事務室の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・事務室の面積不足の解消 ・セキュリティーの確保
		○各領域の明確な区分 <ul style="list-style-type: none"> ・審査部門区域と警備部門区域の分離
		○会議室の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・各種会議に対応できるスペースの確保

事業計画の必要性に関する評価指標

●建替等の場合

計画理由	内容	評点							備考	評点
		100	90	80	70	60	50	40		
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。	80
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 同左	70%以下 同左	80%以下 同左					
狭あい (面積不足)	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。	8
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの			
	返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの			5
分散	事務能率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。	
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であるもの	シビックコア計画に基づくものうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のものは7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。	
	地域制上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの		
立地条件の不良	位置の不適			位置が不適当で業務上非常に支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの		
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの		
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。	6
衛生条件の不良	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。	
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。	
加算点(法務総合庁舎計画等)										10
合計										109

■ 主要素 ■ 従要素

13

4 事業計画の合理性

事業計画の合理性に関する評価指標

評点	評価
100点	下記のいずれかに当てはまる。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。
	・ 他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

事業計画の効果 (B1)に関する評価指標

分類	項目		係数					評点	
			1.1	1	0.9	0.8	0.7		0.5
位置	用地取得の見込		取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.1
	災害防止・環境保全		自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.1
	アクセスの確保		周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし	1.1
	都市計画・土地利用計画等との整合性		都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない	1.0
	敷地形状			敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している			敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	1.0
規模	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定	1.0
	敷地の規模		駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある				1.0
構造	単独庁舎、総合庁舎としての整備条件	単独庁舎の場合		単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要	
		総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない	1.0
	機能性等		適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある	1.0
評点 (各係数の積×100倍)								133	

6 事業計画の効果（B2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組みが計画されている
		B	充実した取組みが計画されている
		C	一般的な取組みが計画されている
	人権	A	特に充実した取組みが計画されている
		B	充実した取組みが計画されている
		C	一般的な取組みが計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組みが計画されている
		B	充実した取組みが計画されている
		C	一般的な取組みが計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組みが計画されている
		B	充実した取組みが計画されている
		C	一般的な取組みが計画されている
	防災性	A	特に充実した取組みが計画されている
		B	充実した取組みが計画されている
		C	一般的な取組みが計画されている
	保安性	A	特に充実した取組みが計画されている
		B	充実した取組みが計画されている
		C	一般的な取組みが計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組みが計画されている
		B	充実した取組みが計画されている
		C	一般的な取組みが計画されている

平成22年度事前評価実施結果報告書

1. 政策名等

政策名	法務に関する調査研究		
評価対象	法務に関する調査研究（犯罪被害に関する総合的研究）		
施策名等	【政策体系上の位置付け：I-3-(1)】		
施策の基本目標	内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。		
評価実施時期	平成22年8月	所管部局	法務総合研究所総務企画部 企画課
評価方式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

国際犯罪被害実態調査は、多国間における犯罪被害の実態を比較することを目的として開発されたものであり、4年ごとに定期的に実施されている。我が国については、2000年に国連犯罪司法研究所からの参加要請を受けて、法務総合研究所が実施してきた。

国際犯罪被害実態調査については、これまでの調査に引き続き、今次、国連の関与の下、新国際犯罪被害実態調査（ICVS-2と称される。）という形で行われることとなっており、経年比較と国際比較を可能とするためには、各国の参加が必須である。

警察等の公的機関に認知された犯罪被害の件数のみではなく、特に暗数が多いとされる性犯罪等も含め、多様な要因により顕在化されていない犯罪被害を明らかにした犯罪被害実態を把握することは、有効適切な犯罪防止政策等の施策を検討する前提であるとともに、国民生活に直接に関わる治安情報として国民に認知されるべき情報を把握することでもあって、刑事政策にかかる必須の基礎的研究である。

(2) 目的・目標

第1回調査（2000年）、第2回調査（2004年）、第3回調査（2008年）に引き続き、第4回犯罪被害実態（暗数）調査を実施し、犯罪被害実態等の経年比較及び国際比較を行うことによって、我が国の犯罪発生状況の実態を明らかにする基礎資料を提供することを目的とする。

本調査研究は、国連が関与して行われる新国際犯罪被害実態調査に参加して行うものであり、同調査で示される国際標準の質問票の各項目（前回調査では161項目。今回については依頼書未着のため不明であるが、前回とほぼ同数であると思われる。）について、適切に調査することを目標とする。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成23年度から平成24年度の2か年計画

イ 研究内容

(ア) 調査対象者

全国から16歳以上の者を無作為抽出（第3回調査同様に男女同数で合計6,000人を抽出する予定）。

(イ) 調査項目

基本的に本年中に策定される予定のICVS-2で定められる調査項目（「犯罪被害の有無及び実情」、「犯罪被害の申告及び警察に対する認識」、「犯罪・防犯に関する認識及び態度」等に関するもの）を使用する。

ウ 調査方法

上記調査項目を記載した質問票を用い、調査員が対象者から個別に聴取して調査を

行う。性的事件については、対象者自身が自記式で回答用紙に記入する方法により調査を行う。なお、調査の実施及びデータベースの作成は、民間業者に依頼する。

エ 分析方法

世帯犯罪被害（乗り物関係の被害、不法目的侵入等）及び個人犯罪被害（強盗、性的事件等）の被害態様、年齢、就業状況、都市規模等の視点から分析する。

オ 検証を行う時期

本研究を終了した時点から、2年経過後に実施する。

3. 評価手法等

外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者委員7名、法務省内の他部局員4名計11名により構成）において、適切に新国際犯罪被害実態調査で示される調査項目に関して調査を行い、犯罪発生状況の実態を明らかにする基礎資料を提供することができるかどうかについて評価を行う。

4. 評価の内容

本研究について、平成22年6月7日に実施された研究評価検討委員会の評価を踏まえ、次のとおり評価を行った。

（1）必要性及び有効性

本調査の目的とする犯罪被害実態を明らかにすることは、刑事政策を検討する基礎であると同時に、広く国民にとっての関心事項でもあるから、我が国はもちろん全世界的に有益である。国際犯罪被害実態調査は、そのような犯罪被害実態について、国際的に、また経年的に比較が可能な犯罪統計を把握するためのものとして唯一のものである。したがって、この調査の意義は、社会的、刑事政策的、学術的にも高く評価されている。

本研究は、多数の国が参加して行われる国際的な調査の一環として行われるものであって、国際標準となる質問項目を調査するところ、当該項目は従前の調査項目（これらの項目は適切なものであったと評価できる。）と同様のものと期待されるから、今回の調査項目も犯罪被害実態を把握するために適切な項目であり、犯罪被害実態を明らかにするとの成果が期待できる。なお、これにより、法務省各部局で行う犯罪被害防止策等の刑事政策の改善の要否等の判断も可能となることなども期待できる。

（2）効率性

本調査は各国と協働して行うものであり、法務総合研究所は我が国に関する調査を行うだけで足りるところ、その成果は国際的な調査に係るものが期待できるのであるから、我が国独自で行う場合に比べてはるかに低費用で行うことができる。さらに、法務総合研究所は、過去の調査データも蓄積しているため、それらを生かして経年比較など継続性が必要な研究も行うことができる。そして、法務総合研究所は、過去に3回の同種調査を行っており、調査・分析に関するノウハウを蓄積しているため、全く初めて調査・分析を行う場合に比べて、短期間に正確な分析を行うことを期待できる。

（3）国際的な水準の向上

本研究は、新国際犯罪被害実態調査の一環として行うものであるところ、その調査の意義が高いことは前述のとおりである。これに我が国が参加しない場合、世界における我が国の占める地位にかんがみ、その重要部分の一部が欠けることとなるから、本研究を行うことは同調査の意義を高め、水準を向上させることとなる。

（4）総合的評価

本研究については、上記のとおり、必要性、効率性、有効性がそれぞれ認められる上、国際的な水準の向上にも資するものであって、平成23年度から行うべき研究課題といえる。

5. 政策評価懇談会の知見の活用

(1) 実施時期

平成22年8月30日～同年9月2日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見及び反映内容の概要

〔意見〕

個人情報の漏洩・流出事件が頻発していることや性的事件はセンシティブ情報であることなどから、情報漏洩・流出事件などが起こらないよう対応する必要がある。

〔反映内容〕

今後とも、より厳格な情報管理に努めていくこととする。

6. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

- 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第21条
- 犯罪被害者等基本計画（平成17年12月27日閣議決定）
V－第4－2－（6） 法務省における「犯罪被害実態調査」の調査方法に関する検討

「法務省において、これまでに行った「犯罪被害実態調査」と同種の調査を継続的に実施する方向で検討するとともに、性的暴行被害等についてより一層精緻な数値を得られるよう調査方法の検討を早期に行い、その結果を同調査に反映する。」

7. 備考

法務省大臣官房施設課に おける事業評価システム

法務省大臣官房施設課

目次

1 政策評価とは	1
2 法務省における政策評価	2
3 法務省大臣官房施設課における政策評価(事業評価) ..	3
4 事業評価システムの流れ	4
5 法務省大臣官房施設課における評価体制	5
6 事業評価(事前・再・事後評価)システム	
(1) 事前評価システム	6
(2) 再評価システム	12
(3) 事後評価システム	12

1 政策評価とは(政策評価に関する標準的 ガイドラインから)

平成13年5月17日省議決定

①政策評価とは

政策評価とは、「国の行政機関が主体となり、政策の効果等を測定または分析し、客観的な判断を行うことにより、的確な政策の企画立案やその実施に資する情報を提供すること」です。

政策評価は、「企画立案(plan)」、「実施(do)」、「評価(see)」という政策の大きなマネジメントサイクルの中に組み込まれ、実施されます。

②政策評価の目的

政策評価は、大きく以下の3項目を達成するために実施します。

- ①国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)の徹底。
- ②国民本位の効率的で質の高い行政の実現。
- ③国民的視点に立った成果重視への転換。

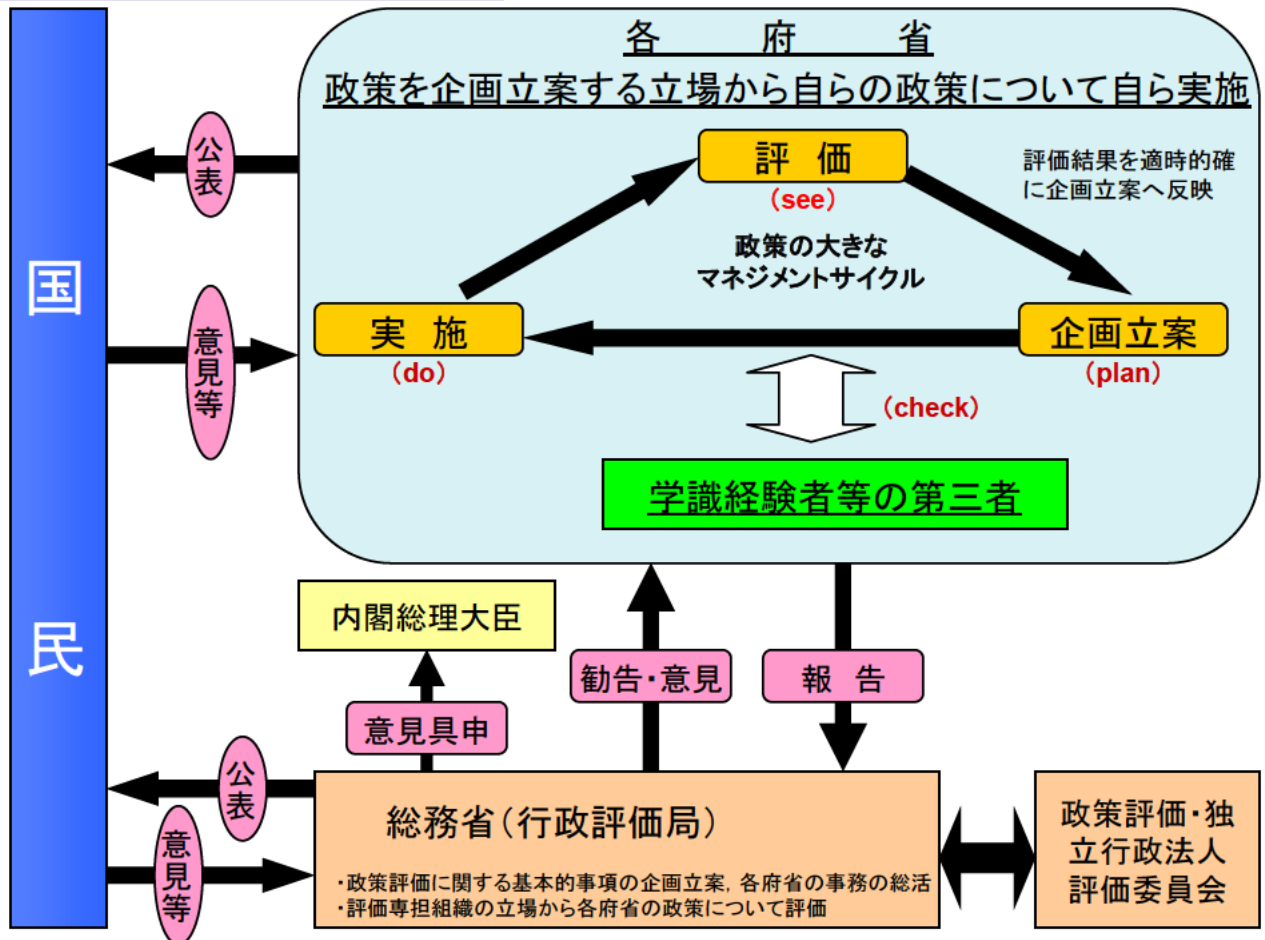
③評価の実施主体

- ・各府省は、政策を企画立案し遂行する立場からその政策について自ら評価を実施します。
- ・総務省は、評価専担組織の立場から各府省の政策について評価を実施します。

④第三者の活用

- ・各府省が評価を行うに当たって、必要に応じ学識経験者、民間等の第三者等を活用することとします。
- ・総務省には、民間有識者により構成される「政策評価・独立行政法人評価委員会」が置かれ、総務省の政策評価の中立性及び公平性を確保するために、総務省が行う政策評価の計画、実施状況、主要な勧告等の調査審議を行っています。

評価の枠組み



2 法務省における政策評価（法務省政策評価に関する基本計画）

①法務省政策評価に関する基本計画とは

総務省のガイドラインを踏まえた法務省の政策評価の枠組みとして定めるもので、法務省の政策の特質等に応じた適切な政策評価活動が行われるように、基本とすべき計画を明確にするものです。

②評価の対象

政策評価の対象としての「政策」は、多くの場合、「政策（狭義）」、「施策」及び「事務事業」という区分において捉えられ、相互に目的と手段の関係を保ちながら、全体として一つの体系を形成します。

③評価の観点

政策評価の実施に当たっては、主として必要性、効率性又は有効性の観点から行うほか、評価の対象とする政策の特性に応じ、公平性、優先性その他適切と認める観点を加味して行います。

④評価の方式及び実施の考え方

政策評価の方式は、事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式の3方式を用いるものとします。

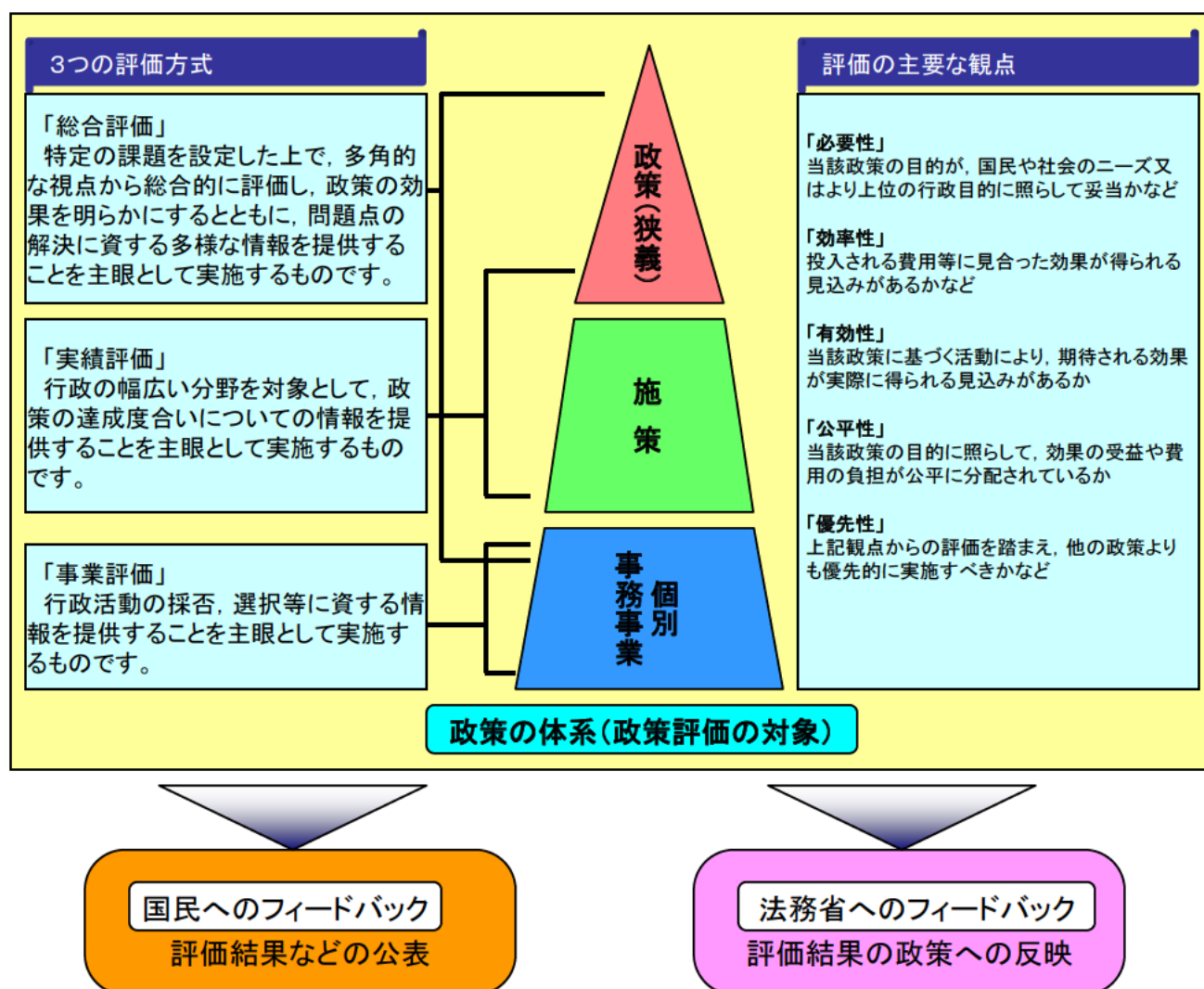
又、政策評価は、政策の性質等に応じ、対象となる政策ごとに適切な評価の方式を採用して実施します。

⑤評価結果の政策への反映

政策評価の結果は、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用される仕組みを構築しています。

⑥評価結果等の公表

政策評価に関する情報の公表は、インターネットのホームページ（<http://www.moj.go.jp>）を通じて行うほか、必要に応じて、政策評価企画室において随時行います。



3 法務省大臣官房施設課における政策評価（事業評価）

法務省大臣官房施設課事業評価の概要

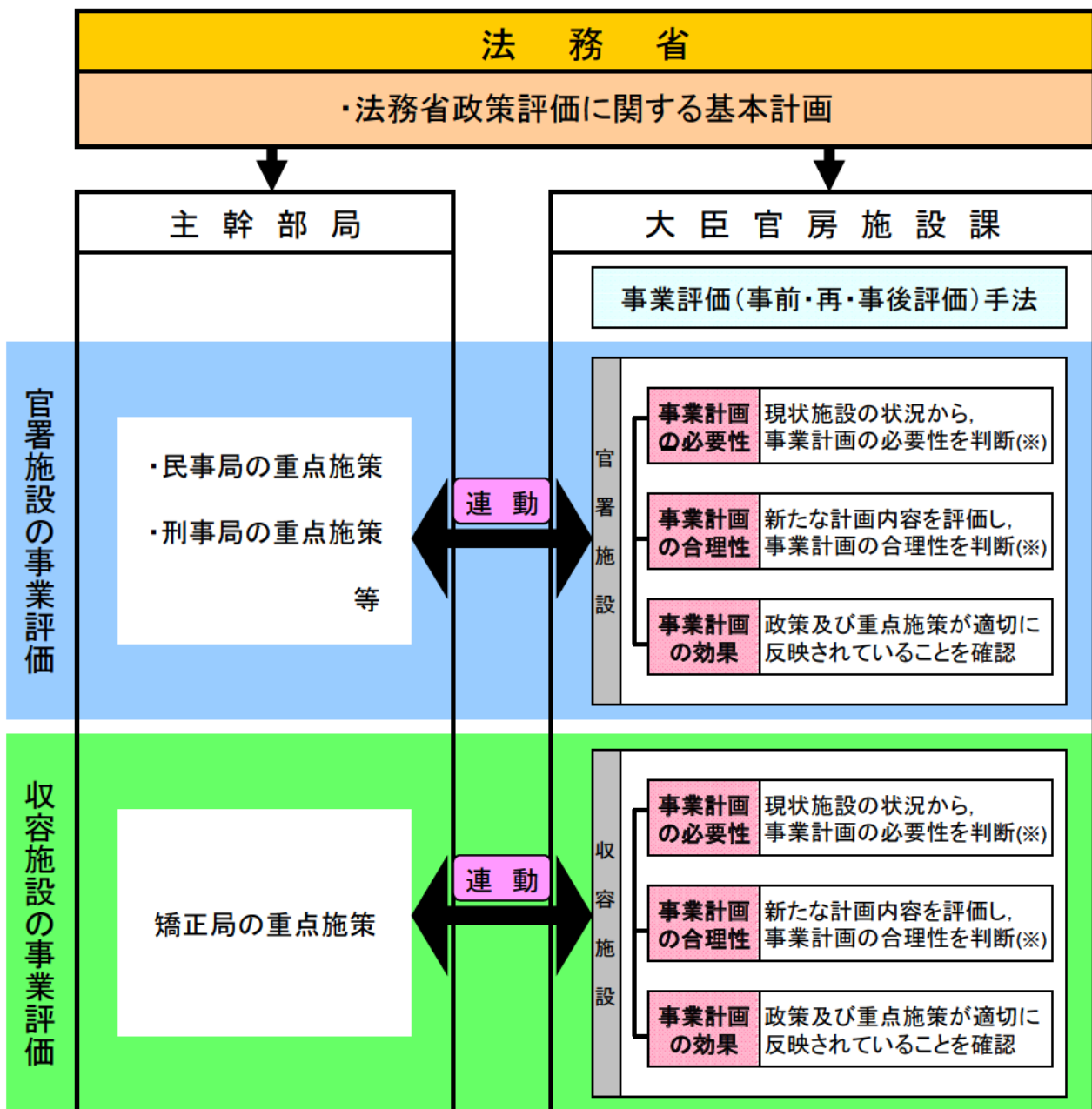
法務省大臣官房施設課では、法務省政策評価に関する基本計画を受け、政策評価のうち、事業評価を実施することとします。

○施設の特性に応じた2つの評価手法の構築

大臣官房施設課の所管する施設の特性を考慮し、「官署施設」と「収容施設」の2種類の事業評価を構築しています。（「官署施設」とは、検察庁、法務局、地方更生保護委員会、入国管理局、公安調査局等のことをいいます。）（「収容施設」とは、刑務所、拘置所、少年院、鑑別所等のことをいいます。）

○法務省主幹部局の重点施策と連動した評価手法

大臣官房施設課では、施設運営を統括する主幹部局の重点施策等と連動した事業評価を確立しています。

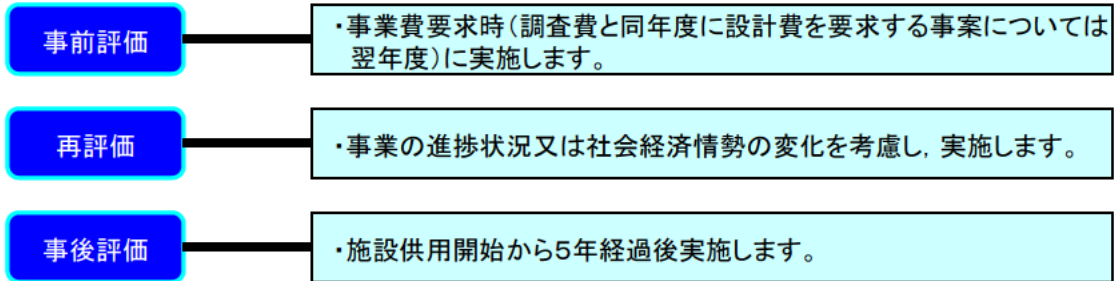


(※) 事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しない。

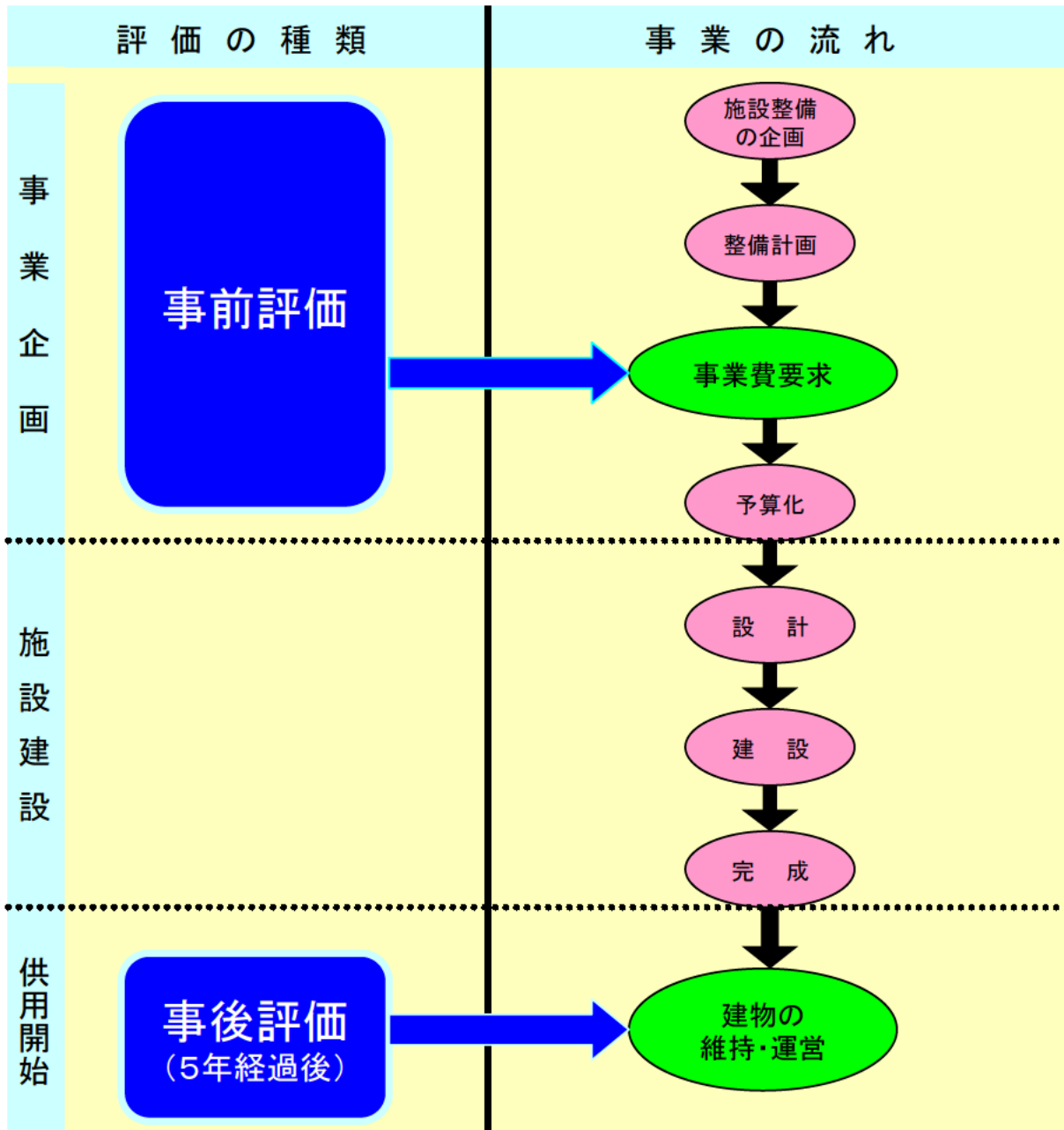
4 事業評価システムの流れ

事前・再・事後評価の実施

大臣官房施設課では、以下の時点で事業評価を実施します。



施設整備に関する業務の流れと評価の位置づけ

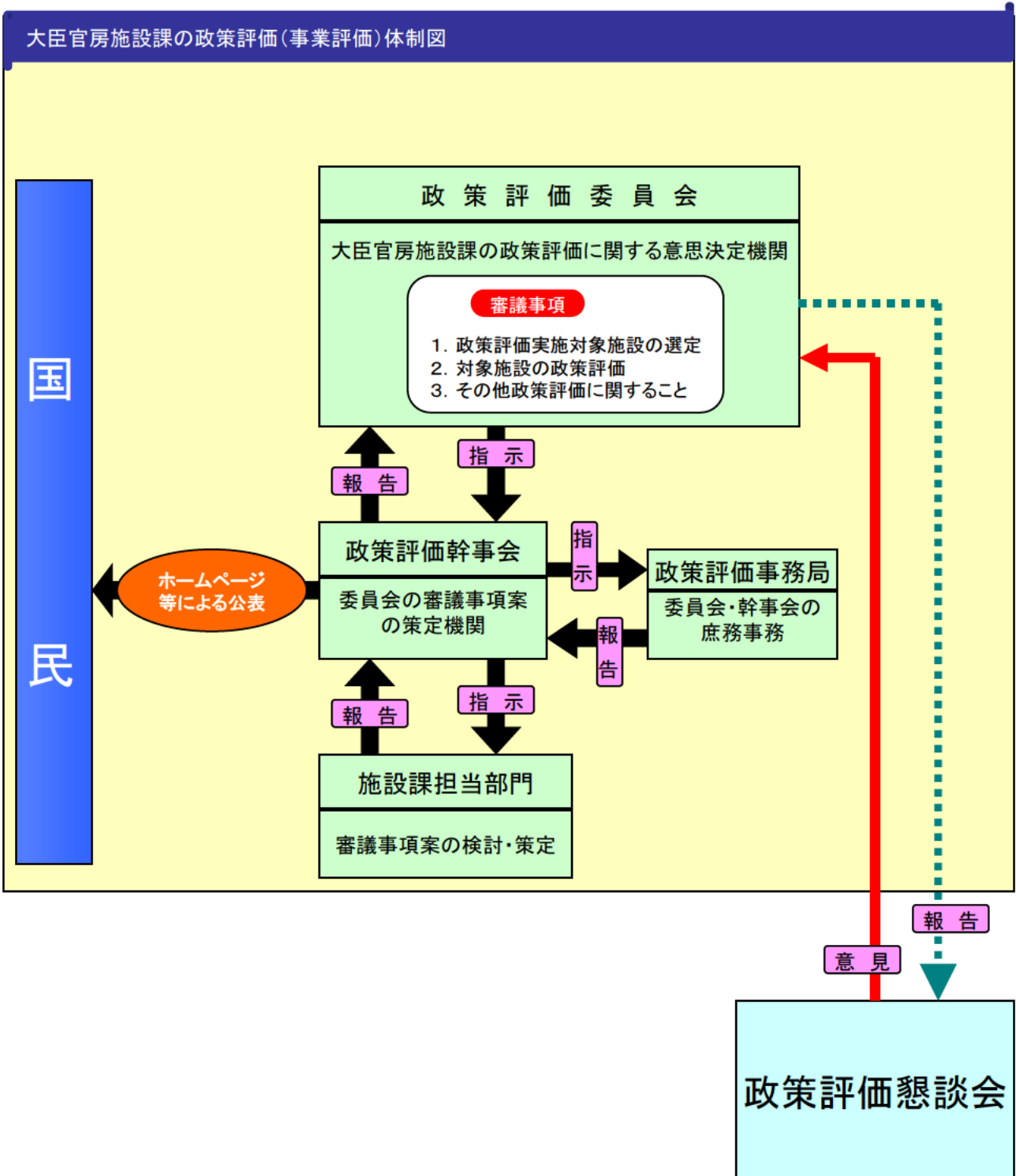


5 法務省大臣官房施設課における評価体制

目的

大臣官房施設課における政策評価(事業評価)を迅速かつ適正に実施していくことを目的として、以下のような評価体制を定めています。

大臣官房施設課の政策評価(事業評価)体制図



6 事業評価(事前・再・事後評価)システム

(1) 事前評価システム

官署施設及び収容施設の事前評価は、「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つの評価指標から評価を実施します。

3つの評価指標の概要

事業計画の必要性

「事業計画の必要性に関する評価指標」により、「事業計画の必要性に関する評点」を算出し、事業計画の必要性を判断します。

事業計画の合理性

「事業計画の合理性に関する評価指標」により、「事業計画の合理性に関する評点」を算出し、事業計画の合理性を判断します。

事業計画の効果

「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」により、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

○評価手法

事業計画が、「建替等の場合」か「新規施設の場合」かにより、「事業計画の必要性に関する評価指標」の計画理由を基に、①～③に示す手順により事業計画の評点を算出します。

- ①計画理由に該当する内容を抽出します（同一理由で2つ以上評点がある場合は、評点の高い方を採用する。）。
- ②計画理由が2以上の場合は、主要素と従要素に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業計画の必要性の評点とします。
- ③法務総合庁舎計画、特々計画又はシビックコア計画（一団地の官公庁施設計画を含む）に基づくものには、②で算出した評点にそれぞれ10点を加算します。

事業計画の必要性に関する評点が基準レベル（100点）以上のものを必要性のある事業計画とします。

[事業計画の必要性に関する評価指標の用語の説明]

保安度：木造施設の経年による構造、設備等の劣化の度合いや立地条件に関する指標です。
建設時点を約9000とします。

現存率：非木造施設の建物全体としての新築時に対する現存価値を表す指標です。
建設時点を100とします。

面積率：現状施設の延床面積（㎡）／新営施設の延床面積（㎡）

事業計画の必要性に関する評価指標

●建替等の場合

計画理由	内容	評点							備考
		100	90	80	70	60	50	40	
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点を加算する。
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 同左	70%以下 同左	80%以下 同左				
狭あい	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの		
	返還すべき場合、関係団体より借上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	事務効率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であるもの	シビックコア計画に基づくもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のものは7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。
	地域制上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの	
立地条件の不良	位置の不適			位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの	
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
衛生条件の不良	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。

●新規施設の場合

計画理由	内容	評点							備考
		100	90	80	70	60	50	40	
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要する		当該行政需要への対応を至急すべき		当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくてよい			
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行に支障を来すもの		整備を行わない場合、業務上好ましくないもの	

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

イ 事業計画の合理性

○評価手法

事業計画が、「事業計画の合理性に関する評価指標」のどの場合に該当するかを判断し、評点を算出します。

- ①事業計画と同等の性能を確保できる代替案(改修・増築・民借)の有無を確認します。
- ②想定される代替案と事業計画との経済性及びリスク等を比較します。

事業計画の合理性に関する評点が基準レベル(100点)のものを合理性のある事業計画とします。

事業計画の合理性に関する評価指標

評 点	評 価
100点	下記のいずれかに当てはまる。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。 ・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

ウ 事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」の2つの視点からそれぞれの評価指標により効果の有無を確認します。原則として、基本機能(B1)は基準レベル(100点)以上とします。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とします。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

基本機能(B1)及び付加機能(B2)が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している			敷地が有効に利用できる形状ではない 安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある			
構造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事前評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	人権	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	防災性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	保安性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている

(2) 再評価システム

事業費要求後5年間未着手等、事業の進捗が望めない場合又は社会経済情勢に特段の変化があり、再度の評価が必要と考えられる場合に実施します。

官署施設及び収容施設の再評価は、事前評価時に実施した「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つについてそれぞれの評価の見直しを実施します。

(3) 事後評価システム

事後評価は、施設の供用開始から、5年経過後に実施します。

なお、事前評価で実施した「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」は、事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しないこととします。

評価指標の概要

事業計画の効果

事前評価で実施した「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」に関する実績やデータを示して、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」について実績を示すともに関連するデータを示して、それぞれの効果の有無を確認します。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とし、評点が100点以上あることを確認します。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

それぞれの付加機能が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している			敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている			駐車場の確保に支障がある	
構造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事後評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	人権	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	防災性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	保安性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている

FACILITIES DIVISION
MINISTRY OF JUSTICE

法務省大臣官房施設課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
TEL: 03-3580-4111(代表) Fax: 03-5511-7203
URL: <http://www.moj.go.jp>